障害科学研究, 42, 55－68, 2018

資　料

石川県の感化院・少年教護院における低能児の顕在化と特別低能学級開設への過程
―1908（明治41）年～1935（昭和10）年―

立浪　朋子*・岡　典子**

本研究では、1908（明治41）年から1935（昭和10）年までの時期を対象に、石川県育成院（以下，育成院）における低能児の顕在化および特別低能学級が開設された過程を明らかにすることを目的とする。

育成院では、大正後期に低能児の存在が明確に認識された。その後、昭和期に入ると子どもへの知能測定が行われるようになる。低能児への特別な学級が開設されるのは、1935（昭和10）年頃に特別低能学級が設置されてからであり、全国の先駆的な地域と比べると比較的遅かったと言える。その主な原因として、低能児、あるいは精神薄弱児とみなされた子どもの数が少なかったことが考えられる。

特別低能学級の開設は遅かったものの、学科についていけない子どものためには大正期から学力別の学級編成を実施し、彼らの学力に合った教育を行おうとしていた。

キー・ワード：石川県育成院　低能児　精神薄弱児　特別低能学級　知能測定

Ⅰ．はじめに

本研究では、石川県の感化院（昭和9年以降は少年教護院）であった石川県育成院（以下，育成院）において低能児の存在がどのように顕在化し、それによりいかなる対応が取られていったかを明らかにすることを目的とする。

感化院は明治期にまず民間による設立から始まったが、1900（明治33）年に感化法が制定され1908（明治41）年の感化法改正を経て各府県に設置されるようになった。その後、1934（昭和9）年の少年教護法施行により感化院は少年教護院と改称された。

感化院・少年教護院は不良行為をなすあるいは不良行為をなす虞のある子どもを対象とする施設であった。だが、実はそれだけではなく低能児あるいは精神薄弱児と呼ばれる子どもが多く存在していたことは、すでに先行研究の指摘するところである。

低能児、精神薄弱児とはどのような子どもを指すのであろうか。低能児、精神薄弱児といった用語の使用頻度や概念は、時期や分野によって様々であった。貴族院議員を務めた伊澤修二（1851-1917）は、1908（明治41）年の第24回帝国議会貴族院で、低能児と不良児は異なることを指摘している。すなわち「低能児教授ト云フモノハ智慧ノ足ラナイ人ヲ教授スル」のであり、「智慧ノ足ル足ラヌハ措イテ謂ハユル其ノ性行ノ悪ルイ者」を直そうとする、感化院の対象である不良児とは異なるとした（貴族院［1908］14）。

戸崎（2000）は低能児、精神薄弱児を知的な能力の遅れにより成績不良や数々の不適応行動を起こす子どもを意味するとし、学業成績不良

* 筑波大学大学院人間総合科学研究科
** 筑波大学人間系

の子どもを指す劣等児と区別して説明している（戸崎［2000］16）。

平田（1995）は、戦前の医学・心理学・教育・社会事業の４分野に注目して精神薄弱の概念形成や展開過程を総合的に概観し、これらを３つの時期に区分している。第一期の明治維新から30年代頃には「各分野で『精神薄弱』に関係する様々な用語」たとえば「『痴愚』『瘋癲白痴』『劣等児』『低能児』『精神薄弱』が登場・成立していくが、総じて未形成である。」第二期は明治40年代から昭和初期までの時期で、低能児、精神薄弱児のほか瘋癲白痴、劣等児など様々な用語が用いられていた。この時期は「第一期の様々な用語が広義の『低能児』にほぼ統一化され、他方で『精神薄弱児』への転換・移行の諸契機を含みながらも、基本的には『低能児』が支配」した。第三期は1930年代から終戦までの時期であり、精神薄弱児の用語が「支配的となって法令用語ともな」る時期であった（平田［1995］114）。

前述の平田（1995）による分野ごとに見ていくと、精神医学の分野では、1920年代半ば頃まで広義の白痴が総称として用いられている。1920年代半ば以降は精神薄弱が総称として用いられるようになり、かつ狭義の白痴、痴愚、魯鈍の３分類を下位概念とするとらえ方が定着していった（平田［1992］29-41）。

教育学の分野では、1920年代半ば頃までは低能児の用語が総称として支配的であった（茂木・高橋・平田［1992］29）。教育学の分野における精神薄弱の概念の形成過程においては精神医学や心理学的な概念の導入・定着、「とりわけ1920年代以降に発展した知能検査法と知能指数に依拠した心理学的概念が、教育分野に強い影響を及ぼして」いた（茂木・高橋・平田［1992］95）。

また、社会事業の分野では、1902（明治35）年頃以降、低能児の用語が大勢を占めていたが、1916（大正５）年頃から精神薄弱の用語も使用され始める。精神薄弱児の用語が低能児を凌駕し大勢を占めていくのは1933（昭和８）年頃からである（平田［1994］73）。

これら低能児等は、感化院・少年教護院でどのように認識されていたのだろうか。山崎（1996）は感化院では1910年代半ば頃には障害児の存在が顕在化し、彼らの対処について困難を抱えていた（山崎［1996］153）ことを明らかにしている。そして、多くの感化院では、障害の程度の甚だしい者は一般の感化院では対処できないとして、国立感化院を設立し彼らを収容することを望んだ（山崎［1996］156）。

明治期の文献には感化院の低能児、あるいは精神薄弱児に関する記述は少ない（山田［1985］169）。だが1920年代より以前には大阪府立修徳館、兵庫県立土山学園などわずかではあったが、低能児、精神薄弱児のための特別学級を開設する感化院が現れた。その後、1920年代には特別学級を開設する感化院は増加する（山崎（伊藤）［1999］6）。山田（1985）によれば、このような不良児の中における低能児、精神薄弱児の多さは、今世紀初頭以降の世界的すう勢であった（山田［1985］165）。

大正後期になると、学校で低能児や劣等児と呼ばれた子どもを対象にした特別学級の開設が進むが（戸崎［1993］6）、地方によって非常に差異があった（北［1927］67）。北（1927）は、全国でも比較的特別学級の多い府県の一つとして石川県を挙げている（北［1927］65）。石川県のほかには北海道、東京、神奈川、兵庫、長崎、千葉、広島、岡山、和歌山、佐賀といった府県が挙げられている（北［1927］65；北野［1997］47）。

大正後期には文部省が特別学級に関する調査を４回実施している（戸崎［1993］189-190）。これらの調査はほぼ同時期に実施されているにもかかわらず児童数や学級数にかなりの変動が見られたが、最初に実施された1923（大正12）年10月の文部省文部大臣官房学校衛生課による調査において、特別学級が多い府県は神奈川を除き北（1927）の挙げた府県とおおむね一致している。石川県も特別学級の開設数が18となっており、全国的に見ても多いことがわかる（戸崎［1993］189-191）。すなわち、石川県は低能児

や劣等児の教育に対し、比較的関心が高い地域であったと言える。

なお、当該調査では京都、大阪の特別学級の数はそれぞれ不明、未回答となっているが、戸崎（1993）は特別学級の開設がピークを迎える1920年代において、東京、大阪、京都等の都市部は小学校で特別学級の開設が進展した地域であったことを指摘している（戸崎［1993］131）。

ところが育成院は、小学校の特別学級開設が進展しただけでなく早くから感化院の特別学級も開設された大阪や兵庫の感化院はもちろん、1920年代に特別学級を開設した感化院が増加したことと比較しても、低能児への教育の開始は遅かったと考えられる。というのも、育成院には「石川県育成院状況一班」や「石川県育成院要覧」と題された年ごとの資料が残されている。それらを見ると特別学級と呼べるものの存在は確認できない。唯一、詳細は不明ながら1935（昭和10）年に「特別低能学級」が設立されたという記述があるのみである（石川県育成院［1935］6）。

感化院における低能児・劣等児等の問題についての先行研究としては、先述の山田（1985）、山崎（1996）、山崎（伊藤）（1999）、国立感化院・少年教護院であった武蔵野学院の精神薄弱児などについて論じた上西（1982）、「感化教育における劣等児問題」を論じた藤井（1968）などがある。なかでも、山崎（1996）、山崎（伊藤）（1999）は、全国の感化院で低能児の存在が明らかになっていき、国立感化院の設置や特別学級の広まっていく過程、少年鑑別機関の設置が求められていく経緯等を詳細に明らかにしている。このほか佐々木（2012a；2012b）も、全国の少年教護院の膨大な資料を収集・分析し、少年教護院時代においても精神薄弱児と呼ばれる子どもが多く存在していたこと（佐々木［2012a］55-56）、彼らのための特別学級が開設されていたこと（佐々木［2012b］85-87）を指摘している。ただし、これらの先行研究はあくまでも我が国の感化院の全体的な状況を論じたものが多く、施設に特化した内容であっても簡潔な分析に留まる。

本研究では、これらの先行研究から明らかになった感化院・少年教護院における低能児等の存在や、彼らに特別な教育が実施された事実を踏まえ、育成院におけるこれらの発生経緯を明らかにすることを目的とする。そのため、分析の観点として①育成院で低能児の存在が顕在化していく過程、②低能児への特別な教育が開始される過程、③全国的な傾向との比較、の３つの観点から分析を行う。

石川県の感化院・少年教護院に関する先行研究としては矢上（2004）、元村（2004）が育成院の貴重な資料を発掘し分析を行っている。また、梶井（2013）は設立当初の育成院の実態を具体的に明らかにした。ただし、これらの先行研究では育成院の低能児等に関する記述はほとんどない。

対象時期は育成院が設立される1908（明治41）年から1935（昭和10）年までとする。育成院が設立された明治末期には、すでに低能児の存在は学校現場や精神医学者の間では認識されており、特別な教育を開始した学校も増えていた時期であった（戸崎［1993］21；平田［1995］114）。しかしながら、育成院では1935（昭和10）年の特別低能学級の開設に至る低能児への対応がどの時点で始まるのかは不明であり、設立当初からを対象に資料発掘・分析を進める必要がある。なお、育成院に特別低能学級の設置が見られ、低能児への特別な教育が始まったと考えられるのが1935（昭和10）年であることから、本研究ではこの年までを対象に分析を進めていく。

論文構成と時期区分は次のとおりである。まず、「Ⅱ．感化院における低能児の存在に対する認識の共有と育成院への拡大」で、明治末期の感化院設立初期から低能児の存在が全国の感化院で認識されていく大正初期までの認識の過程を考察し、育成院における過程と比較する。次に「Ⅲ．育成院における低能児の顕在化とその対応」では、大正中期から大正末期の育成院における低能児の顕在化を論じる。ここでは、

Ⅱの時点では低能児の存在が確認されない育成院においても、大正末期までに低能児が顕在化し、対応の必要性が認識されていく。さらに「Ⅳ.特別低能学級の設置とその背景」では、昭和初頭から10年までを対象とし、低能児、あるいは精神薄弱児と呼ばれる子どもへの対応が具体的に教育課程に反映され、特別低能学級が設置される過程を考察する。

主な資料は育成院の沿革史資料、年ごとの要覧等、後援機関の広報誌、石川県の教育会雑誌および社会事業雑誌、全国誌に掲載された育成院に関する記事等を用いる。また、全国の状況を把握するため、全国誌『感化教育』『児童保護』等も用いる。

本研究は歴史的研究であり、用語は当時のものを用いる。

Ⅱ．感化院における低能児の存在に対する認識の共有と育成院への拡大（明治末期～大正初期）

1．感化院における低能児に対する認識の共有

我が国の感化院設立は、1908（明治41）年の感化法改正をきっかけに、全国で行われるようになった。3年後の1911（明治44）年までには各府県に感化院・代用感化院が設置された（二井［2010］21,170；社会局［1930］47-68）。設立初期において、我が国の感化院では低能児の存在をどのように認識していたのであろうか。1910（明治43）年に開催された第一回感化院長協議会では、低能児等の問題についての発言は少なく、それほど注目されていない。若干の話題としては次のようなものがある。福岡県の感化院では仮退院した「精神病者兼低能者」が1名いた。「軽い精神病者」であり、「其の病が起こつた時は其暴動なり何なりが始末にゆかぬ」という状況であった。そのため、退院させることにしたという（感化院長協議会編［1911］57-58；山崎［1996］152）。私立感化院の家庭学校を開設し現代においても「感化事業の父」（児童自立支援施設運営ハンドブック編集委員会編［2014］16）と評価される留岡幸助（1864-1934）は、協議会に内務省嘱託として出席していたが、この相談に対して精神病者は感化院で取り扱う限りではないと答えている（感化院長協議会編［1911］57-58；山崎［1996］152）。また、兵庫県立土山学園長の池田千年（1884-1950）は不良児の多くが身体に欠陥があり、精神発達が十分でないと述べている。そのため、元良勇次郎（1858-1912）が発明した「智覚錬進器」を用いていた（感化院長協議会編［1911］33-35；山崎［1996］152）。しかし、山崎（1996）も指摘するように、感化院が全国に設立されていった明治末期には感化院に低能児もいることは示されてはいたものの大きく注目されているわけではなかった（山崎［1996］152）。

育成院に関しても、当時すでに低能児という言葉は学校現場や精神医学者の間で用いられていたが、明治期の育成院の低能児の子どもについて初代院長の佐藤文太郎（1872-1916）はほとんど語っておらず、その存在は明らかではない。佐藤は貧困や継母の存在など、感化院の子どもの劣悪な家庭環境については詳細に語り、「不良行為の二分は本人の不心得」だが「八分は其の責任を家庭と社会」にあると訴えている（佐藤［1911］13-14）。明治期の佐藤は、感化院の子どもの特徴を、劣悪な家庭環境で育てられた点に主に見出していたことが窺われる。

感化院における低能児の問題は、1910（明治43）年の第一回感化院長協議会ではそれほど注目されなかったが、1913（大正2）年の第二回感化院長協議会では関心の高まりを見せている。

1910年代の半ばには、感化院の低能児等は看過することのできない問題として感化院関係者に認識されるようになった（山崎［1996］152）。

たとえば、第二回感化院長協議会では「低能若くは不良の原因を除」くことを念頭に精神医学者の三宅鑛一（1876-1954）を呼んでおり、感化院長はそれぞれの施設にいる子どもについて三宅に語っている。ここでは、子どもの多くは「精神病」が懸念されていた（内務省地方局

[1917] 310)。また、愛知県の感化院長は「低能児の散漫なる頭を集中せしむるには南京玉を差させるが宜い」と述べる精神病学者の説を実施したところ「成程良いやうである」と効果があったことを述べている（内務省地方局 [1917] 308)。南京玉を指させるという方法の詳細は不明であるものの、低能児への適切な対応を模索し、専門家から学び実践に取り入れていたことがわかる。さらに彼は「御承知の通り感化院の生徒には低能児が多い」とも述べており、感化院における低能児の存在は大正初期には広く知られるようになっていたことが窺われる（内務省地方局 [1917] 308)。

このように、第一回感化院長協議会が開催されたわずか3年後の1913（大正2）年の第二回感化院長協議会では、すでに感化院の低能児や精神病の子どもが大きな話題となり関心が高まっていた。愛知県の事例など、低能児への特別な対応を試みる施設も増えて来ていた。

2．低能児の認識の拡大に見る育成院の状況

育成院は感化法改正を受け、1908（明治41）年に設立された。初年の年末は子ども3名、職員は院長、教師1名、保母1名、事務員1名の計4名で迎えている（石川県立加能学園，不明)。初代院長の佐藤は、院長就任前には石川県の県視学も務めた人物であった（石川県立加能学園，不明)。1910（明治43）年には、それまでの金沢市下本多町から河北郡小坂村に移転した。設立から4年後の1912（明治45）年には育成院内の子どもの数も23名に増加している（石川県立加能学園，不明)。

では、育成院でも低能児が存在するようになったのだろうか。感化院長協議会で感化院長や内務省関係者が低能児、異常児、精神病等を話題とするなか、育成院長の佐藤も「私の方にも一人二人居ります」と述べている（内務省地方局 [1917] 311)。

その1人2人とはいかなる子どもだったのだろうか。佐藤が実際に示したのは3名だった。1人は12歳の時に感化院に入っている。祖父母に育てられ非常に我儘になり、育成院では乱暴児として引き受けた。何か気に食わないことがあると前後を忘れて乱暴をし、刀を振り回すなどの行動が見られた。じっとしていることができず、壁に向かって立たせれば爪で傷をつけ、壁から遠いところに立たせれば着物を破いた。だが算術は難しい問題も理解でき、彫刻も甚だ上手にできた（内務省地方局 [1917] 311)。

別の子どもは15歳になるが、これまで何か言われるとすぐに泣く、彼の「泣かぬ日はない」という状況であった。下品なことも毎日言っていた。だがこうした傾向は15歳になって改善されて来たという。角力が得意で裸体の肌が美しい。だが、トラホームで目を悪くしたこともあり「到底普通の者として将来立たすことは出来な」かった（内務省地方局 [1917] 311-312)。

もう1人は16歳で鼻に故障があり腋臭があった。感情が激発すると何でもその辺にあるものを投げてしまう。だが普段は優しいところがあり、保母の前垂れや足袋が汚れていると何も言わず洗濯をしてくれた。だが次の朝には保母に悪口雑言を言い、櫃などを投げつけた（内務省地方局 [1917] 311-312)。

こうした子どもについて佐藤は「精神病者であるかどうか発見するに困難」だと述べ、子どもの問題を把握することに困難を感じていた。育成院での彼らへの対処は、仮退院を先延ばす、壁に立たせる、尻を2、3発打つ、というものであった。佐藤は「精神病であれば御免蒙るという風にでもならぬと入れてからでは仕様がない」「私の方で厄介者になって居ります」と彼らの存在に苦慮していた（内務省地方局 [1914] 311-312)。

このように、大正初期には育成院でも「精神病」を疑うような子どもがいることが把握されており、三宅に語られている。だが、院長の佐藤が低能児と認識するような子どもはまだいなかった。「精神病」の子どもに対しても特別な対応を具体的に行っているわけではなく、また彼らの存在は「厄介」と考えられていた。

Ⅲ．育成院における低能児の顕在化とその対応（大正中期～大正末期）

1．育成院における低能児の顕在化と調査の開始

低能児のための特別学級の開設や教育内容の工夫が増加した大正期半ば頃（山崎［1999］6）以降、育成院では低能児の存在をどのように認識していたのであろうか。

1917（大正6）年、石川県育成院教諭で後に院長となる笠井貞康（1872-1948）は、「不良児の程度は千種万様」であり、不良の種類も窃盗、虚言、詐欺、怠惰、乱暴、浮浪と様々であり、3種の収容所に区別することを提案した。第一収容所は比較的軽度の不良児、第二収容所は中心感化院という位置づけである。第三収容所は「年齢の長じて将来一職を得せしめ難きもの」を対象とし、彼らの体力を鍛錬して労働に堪え得る能力を養うことを目的とする（笠井［1917］56）。

第二収容所では「身体精神の欠陥を補」うために農業を課すとしており、子どもの身体精神に欠陥を見出していた。また、「二三感化困難児の為に苦悩を重ね」ているなど、ここでも大正初め頃と同様に、不良児の中でも特に大きな課題を抱えていたり特別な対応を要すると考えられていた子どもが、数はわずかながら存在していたことが示されている（笠井［1917］57-60）。

1917（大正6）年といえば、低能児への対処に苦慮していた多くの感化院が望んだ国立感化院令が公布された年である。だが、笠井は感化院の子どもを区別するという提案の中で低能児を課題とはしなかった。育成院が低能児の存在を認識するのは大正の半ばを過ぎてからであった。

1920（大正9）年になると、育成院においても「低能児痴愚児」への教育実践に困難を感じるようになってくる。笠井は、「低能児教育方法のことは一字（ママ）耳高き様」にあったが、近来は聞かなくなったと述べる。一つの学校には少数いるだけであるが、「何か之れには然るべき方法もあるまいかと思ふ」という。病院に連れていくにしても受診に終日を費やしてしまうことに負担を感じていた（笠井［1920］30）。そして「僅かに十七人に対して三人までの実数あるを思わば」とあるように、この時低能児教育方法の対象となる子どもが3人いることが認識されていた（笠井［1920］133）。そして、17名の在院児のうち、1名が低能、2名が痴愚と明記されて報告された（笠井, 1920）。

大正後期になると、育成院の低能児に対する認識はさらにはっきりとしてくる。1922（大正11）年頃の要覧には子どもの学業成績、学業の好き嫌い、「観覧物」の好き嫌い、不良行為の開始された時期などが記載されているが、1924（大正13）年になると新たに不良行為の素因や遺伝の状況が詳しく記載されるようになる。遺伝の項には「実父母ノ死因」「家族ノ操行及疾病」「院生死者の病名等」が記載され、家族の操行及び疾病の欄には「精神病」が明治期の育成院設立以来の入院児計103名の家族のうち9名に、「痴愚」が7名にあったことが記載された（石川県育成院［1924］12）。また、「不良行為の素因」の項には「精神遺伝」「低能」などの項目が設けられ、「本人低能」「母低能」「母白痴」などの分析がなされた（石川県育成院［1924］12-13）。

子どもについては、明治期以降の入院児の合計103名のうち7名が低能と報告された（石川県育成院［1924］12-13）。さらに1925（大正14）年には、同じく明治期からの入院児累計109名のうち低能8名となっており低能児が1名増えている。この時期の各年の在院児数は不明であるものの、1924（大正13）年から1925（大正15）の累計入院児数の差は6名であり、この間の入院児数であることがわかる（石川県育成院［1925］16）。すなわち、この間の累計入院児数の伸び率が約6％であるのに比べ、累計低能児数の伸び率は約14％であり、明治以降の入院児全体で見ても低能児の在院率が増している。

このように、大正初期に比べると育成院に低能児が存在することが明確に認識され、調査さ

れるようになったのである。

ただし、全国的な傾向から言えば、育成院で低能児等の占める割合は低かったと言える。1910年代には特別学級を開設していた兵庫県立土山学園では、大正の初めごろには痴愚に属する精神状態の者が7.9%、「愚鈍（低能児）」に属すべき者が30.1%と、合計すると4割程度を占めているという認識を持っていた（池田[1914]76）。なお、ここでは低能児は魯鈍を意味しており、痴愚よりも知能が高いという位置づけにある。

さらに、兵庫県立土山学園において1915（大正4）年から1938（昭和13）年の22年7か月の間に601名の知能を測定した結果、知能指数75以下が全体の2割、76-90の「劣等」とされた子どもを含めると半分以上を占めた（池田[1939]71）。

同様に早くから特別学級を開設した大阪府立修徳館は全国でも際立って大規模な感化院であったこともあり、1922（大正11）年までに、不良の原因を低能にあるとされた子どもが100名以上入っていた（大阪府立修徳館[1923]20）。

さらに、1924（大正13）年に三宅鑛一は「全国感化院収容児童鑑別調査」を行っている（山崎[1999]3）。そこでは、調査対象となった全国の感化院の子ども722名のうち42.7%が「知能足ラスト思ハルルモノ」という結果が出た（社会局[1925a]6-7；山崎[1999]3）。

育成院に関して言えば、前述したように、どのように判断したのかは不明であるものの大正後期までには育成院に低能児がいるという認識はよりはっきりとしてきた。ただし、その数は累計でも10名に満たず、1920（大正9）年の在院者17名のうち低能または痴愚が3名、全体の7.6%程度であった。すなわち、全国的な傾向に比べれば少なかったのである。知能測定などの導入が十分でなかったためとも考えられるが、設立以来20年にわたり育成院に勤務し院長も務めた笠井は、育成院の子どもについて「頭脳の低級のものは割に少なく能く物覚がよい」と述懐している（笠井[1933]120）。育成院では低能を疑われる子どもが比較的少なかったと考えられる。

2．学科教育の変化とその要因

低能児の存在が明確に認識されるようになった大正後期、育成院では低能児に対し、いかなる対応を行っていたのであろうか。

1926（大正15）年、育成院の教育内容は当時の社会事業主事で「空人生」の筆名を持つ中田邦造（1897-1956）（元村[2005]60）により「監護保育」「実科」「学科」と区分されて紹介された（空人生[1926]193-194）。監護保育は「家族的組織」で「家族長」と「保母」がおり、「日夜先生がつきつきりで品性の教養を第一の目的として薫陶」し、「自由なる心の成長」に好成績を上げていた。「実科」は「学科以上に重きを置かれるのは当然」と位置付けられ、農業、洋服裁縫、竹細工、金網編、掃除炊飯等が行われていた（空人生[1926]193-194）。

「学科」はこの時期、尋常部1～6年、高等部1～2年、中等程度の学科を学ぶ補習科で構成されていた。時間数は全学年、週24時間であった（石川県育成院[1924]7）。感化院の学科は小学校に準じることが多かったが、大正末期の育成院の尋常部1年、2年の時間割は、1919（大正8）年改正の小学校令施行規則に定められた尋常小学校1年の21時間、2年の23時間（柏木[2007]159-160）よりも時間数が多かった（table 1）。さらに、科目数も、小学校令施行規則では地理、歴史、珠算、理科といった科目は尋常小学校高学年から学ぶこととされていたが（柏木[2007]159-160）、育成院では1年生から教えられていた（table 1）。高学年の算術は尋常小学校5年・6年の4時間に対し（柏木[2007]159-160）、育成院は6時間と長時間教えている（table 1）。小学校より時間数が少ないのは、育成院で朝礼時の訓話もその時間としていた修身、および体操や唱歌などである。これらの時間割から、この時期の育成院の学科について、特に低学年は小学校よりも充実していたあるいは高度であったと言うこともできる。

実は、このような学科の充実は大正後期に

Table 1　大正14年石川県育成院学科時間割

	修身	読み方	算術	綴り方	書き方	珠算	理科	地理	図書	唱歌体操	計
1年	1	6	6	2	2	2	1	1	1	2	24
2年	1	6	6	2	2	2	1	1	1	2	24
3年	1	6	6	2	2	2	1	1	1	2	24
4年	1	6	6	2	2	2	1	1	1	2	24
5年	1	6	6	2	2	2	1	1	1	2	24
6年	1	6	6	2	2	2	1	1	1	2	24
高等部1年	1	6	6	2	2	2	1	1	1	2	24
高等部2年	1	6	6	2	2	2	1	1	1	2	24
補習科	中等程度										24

出典：大正十四年五月一日現在石川県育成院状況一覧

なって見られた傾向であり、大正の初めごろは学科はより限定的であった。科目は国語、算術、唱歌、体操の4科目のみであった（石川県育成院［1915］20）。これは、学力は低く年齢は高い感化院の子どもに「六ッ敷い学科を学ぶよりも」職業を学ぶ方が良いという理由から理科や歴史などを削除したからであった（内務省地方局［1915］75）。

大正後期に学科が小学校に近似していき、科目や学年によっては小学校以上に充実した理由は不明である。ただ、この時期になると、感化院の子どもの就学問題が大きな問題になっていた（田澤［1999］206）。感化院における小学校の修了認定への関心が高まるなか、育成院の学科が小学校と同等の内容になっていったのは合理性があったと言える。

濵名（1983）によれば、学校での同一年齢の子どもによる学級制成立の背景には、同年齢の子どもは同程度の教科内容を習得しうるという発達の可能性への信頼があった。しかし、現実には同年齢であっても子どもの学力差は大きく、理念と現実のずれが学級の抱える問題のひとつとなった（濵名［1983］153）。

育成院では、年齢に応じた学力を持たない子どもは学校以上に多かったと考えられる。育成院の子どもは1925（大正14）年時点で、明治以来の延べ人数109名のうち82名が「学問嫌い」であり、90名が「無学」または「劣等生」であった（石川県育成院［1925］12）。さらに、大正末期には低能児の存在が明確となった。

このようななか、育成院では小学校と同等以上の学科教育をどのように行ったのであろうか。育成院では子どもの学力や精神年齢を調べ、年齢にかかわらず本人の学力に合った相当の学年に編入していた。したがって「年は行つてゐても学年は下であるということは常にあること」であった。「院生はその精神能力に応じ、小学校に準じて学科教育を受けて」（空人生［1926］194）いた。そのため低能児をはじめ学科が困難な子どもは年齢に関係なく低学年の学科を学ぶことが可能であった。さらに、尋常高等両部だけでなく小学校以上中等程度の学科を学べる補習部があり（空人生［1926］194）、学力の高い子どもにも対応していた。

このように大正後期の育成院の学科教育は、低能の子どもや学力の低い子どもと、物覚えの良い子どもが混在する状況で小学校に準じた学科を実施するという問題を、小学校で浸透していた同一学年同一学級の制度によらず、年齢に関係なく学力に応じた学級編成を行うことで解決を図った。だが、学科についていけない子どもへの対応は行われたものの、低能児のための特別な対応と言えるものはほとんど確認できなかった。その一因としては、低能児あるいは痴愚児とされた子どもが、全体のごく一部であると考えられていたことが挙げられるだろう。

Ⅳ．特別低能学級の設置とその背景（昭和初頭～1935（昭和10）年）

1．育成院における知能測定の開始

石川県育成院で知能測定が始まったのは、資料によれば1930（昭和5）年である（石川県立加能学園，不明）。測定は「鈴木式」を用いていた（石川県立加能学園，不明）。鈴木式の鈴木とは知能測定の標準化を試みた一人である鈴木治太郎（1875-1966）のことであろうが、鈴木が『実際的智能測定法』を出版したのは1930（昭和5）年であるから、育成院の知能測定開始が1930（昭和5）年だとすれば、鈴木の著書出版と時期を同じくして知能測定を開始したことになる。以後、1930（昭和5）年から1933（昭和8）年までの育成院の子どもの知能指数が確認できる（table 2）。1937（昭和12）年にも知能測定に鈴木式のビネーシモン法を用いており（祖山生［1937］2）、鈴木治太郎の測定方法が継続されていた。

1931（昭和6）年の知能測定結果によれば、当時在院していた29名は知能指数によって「秀」「普」「劣」「薄」に分類されていた。分類基準はおおよそ「秀（知能指数119～125程度）」（「普（90～107程度）」「劣（73～89程度）」「薄（60台程度）」であった。そのうち半分以上にあたる16名が「劣」であり、「秀」「薄」が各2名、「普」が9名であった。大半が「劣」以下の知能という結果だった（富山県［1931］25-26）。

したがって、知能測定を導入してみると、育成院でも他の多くの感化院と同様に、劣等以下の子どもが大半を占めていたことがわかったのであった。ただし、彼らの多くは「劣」とされ、「薄」はわずかであった。育成院の子どもの知能について新潟県の感化院長は、自らの感化院の子どもの知能はさらに低く、育成院の子どもよりも「甚だ劣っている」（富山県［1931］5）と述べている。静岡県の感化院である三方原学園の子どもを調査した式場隆三郎（1898-1965）の報告でも、武蔵野学院では精神薄弱児が全体の52.5%、広島修徳院では精神薄弱（知能指数80以下）が59.0%、長野県波多学院は低能児が33.3%と報告されている。そして三方原学園は精神薄弱が76%という結果であった。育成院に比べると精神薄弱児・低能児の割合が高いことがわかる（式場［1936］31）。

つまり、昭和期に入り、育成院でも通常より知能の低い子どもが大半であったことが明らかになったと同時に、他の感化院に比べれば精神薄弱児は少なかったことがわかったのである。

なぜ育成院で精神薄弱児が少なかったのかは不明である。まず、育成院では1927（昭和2）年に甚だしい低能児を感化不能として退院させており（石川県加能学園，不明）、精神薄弱児を対象外としていたことが一因として考えられるだろう。ただし、白痴や特に知能の低い子どもを感化不能と見る傾向は全国的に共通したものである。

もう一つは、知能指数による分類基準が挙げられる。一般に知能指数による分類はどのようになされていたのであろうか。育成院で知能測定が始まった1930年代は、精神薄弱の分類基準は教育学、心理学など立場や分野によって多種多様であった（高野［2013］202）。

劣等児は一般に学業成績不良な児童のことである（戸崎［2000］16）ほか、知能測定で80～89と測定される場合はおおむね劣等に分類された。池田千年は1939（昭和14）年には、大正期のはじめのように魯鈍（低能）とするのではなく、魯鈍と低能を区別し、前者は知能指数50～69、後者は70～75と定めている。つまり精神薄弱、低能を細かく分類した際に、知能指数70～75を狭義の低能と位置付けた。また、76～90を劣等とした（池田［1939］71）。

心理学者の青木誠四郎（1894-1956）も長い間学校を休んだり教授上に問題があったために学科の知識に欠陥が生じた者、および「知能指数九〇―七〇の間にあるもの」を劣等児と呼ぶとした（青木［1922］78）。青木は1922（大正11）年に、分類の「現在用ひられてゐるもの」は、知能指数0～20をイデオット、21～40をインベシル、41～70をモロンであると述べる。そ

Table 2　石川県育成院における子どもの知能指数（昭和５年～８年）

	60未満	60～69	70～79	80～89	90～99	100～109	110～119	120～129
昭和5年		1	2	12	3	3	1	1
昭和6年		2	3	12	6	3	1	1
昭和7年		3	3	12	5	5	1	1
昭和8年	1	5	2	9	4	6	1	1

出典：石川県育成院要覧（昭和6～8年）,石川県立加能学園第一号沿革史に基づき作成

Table 3　石川県育成院における子どもの知能指数（昭和６年）

知能指数	60～69	70～75	76～79	80～89	90～118	119～
分類	薄	劣	劣	劣	普	秀
人数	2	1	2	13	9	2

出典：石川県育成院々内生徒智能及身体対照表(富山県[1936]20-21)に基づき作成
なお、table2の昭和6年の測定人数とは、報告時期の違いから一致しない。

して、日本語でそれぞれ白痴、痴愚、軽愚と称し、これらを総称して精神薄弱児または低能児とした（青木[1922]80-81)。式場は、知能指数80以下を精神薄弱とするのが「普通」だという認識を示した（式場[1936]31)。

このように、平田（1995）が明らかにしたように昭和期には低能児よりも精神薄弱児という名称が主流となっていくが、おおむね知能指数80以上90未満の場合は劣等児という位置づけになり、劣等児よりも低い知能の子どもが精神薄弱児と呼ばれていることがわかる。加えて、池田がそうであったように、精神薄弱児の中でも比較的高い知能を持つ子どもを狭義の低能と位置付けることがあった。知能指数70～80については精神薄弱とするか劣等とするかは様々な意見があった。

育成院では、このような全国の傾向と同様、知能指数の比較的高い子どもを「劣」とし、それ以下を「薄」としていた。ただし、育成院では青木と同様、知能指数70～89程度を「劣」としている。76以上から劣等とした兵庫県立土山学園、80以下を精神薄弱とした式場に比べ、育成院の「劣」と「薄」の境界線は低い。実際、式場の報告では、三方原学園に加え知能指数80以下を精神薄弱とした広島修徳院においても、精神薄弱児の数が育成院よりはるかに多かったことは前述のとおりである。育成院で知能指数70未満を「薄」としたことは、育成院で精神薄弱児が少なかった一因と言える（table 3)。

いずれにしても1930（昭和５）年頃以降、育成院では知能測定が導入され、知能の低い子どもが多いことが明白となった。さらに、入院時に学力に加え知能も測定するようになり、昭和期も大正期と同様に子どもの年齢にこだわらない学級編成を行っていたが、知能測定は学年を決定するための資料ともなった。（石川県育成院[1932]7)。

2．学力別の学級編成の拡大と特別低能学級の開始

育成院の学力別の学級編成は、昭和期の多くの少年教護院でも見られるものだった（佐々木[2012b]82-85)。このころには愛知県など低能児のための特殊教育を実施する少年教護院も多かった（佐々木[2012b]85-87)。

育成院では、学力別の学級編成は昭和期以降拡大していく。1935（昭和10）年頃には、それまでの高学年、低学年の二学級編成から、尋常３年以下（１組)、４年以上６年以下（２組)、そして高等小学校以上（３組）の三学級となった。

1925（大正14）年頃と1934（昭和9）年頃では子どもの人数はそれぞれ25名、24名と大差ない上に、大正後期と異なり昭和期には中等程度の課程がなくなり尋常および高等小学校の課程のみとなったにも関わらず、大正期よりも細分化された編成となったのである（石川県育成院，1925；1934）。

それに加え、1組には「特別低能学級」を含むこととなった（石川県育成院［1935］6）。その具体的な教育内容は不明であるが、昭和期には育成院でも「正常者」とは異なる低能児に対する特別な教育が開始されたのである（石川県育成院［1935］6）。

このように、昭和期の育成院では、低能児を含め多様かつ通常よりも低い知能・学力を持つ子どもへの対応としての、年齢ではなく学力別の学級編成を、大正期よりもさらに細分化して実施するようになった。そして「特別低能学級」が開始され、低能児のための特別な教育が始まったのである。

V．結語

石川県は大正後期には全国的にも小学校の特別学級の開設が熱心な県であったが、育成院で低能児に対する対応が始まるのは本人や家族への低能に関する調査が行われるようになる大正後期以降であった。低能児への特別な教育が開始されるのは、1930（昭和5）年に入院時の子どもの知能測定が始まった後、1935（昭和10）年頃に特別低能学級が開設されてからである。これは、大正前期以前に特別学級を開設した大阪や兵庫の感化院と比べても、大正期半ば以降に全国の感化院で特別学級の開設が増えたという傾向から見ても、遅い方と言える。

育成院の子どもは比較的知能が高く、低能を疑われる子どもは少なかった。また、育成院では独立自営のためには学科教育よりも実科教育により重きが置かれていた。そのため、低能児の存在の把握や低能児のための特別な教育の必要性を自覚するまでに時間を要した。

昭和期以降知能測定が導入された結果、育成院では知能測定で劣等以下となる子どもが大半を占めることが明白となった。また、特別低能学級が設置され低能児のための特別な教育が始まった。ただし、精神薄弱児とされた子どもの数はわずかであり、1935（昭和10）年の時点で特別低能学級は低学年の学級に含まれた体制であった。

ただし、学科についていけない子どもが多いことは昭和期以前から認識されており、学科教育に困難のある子どもをそのままにしていたわけではなかった。まだ知能の低い子どもの存在を十分に認識していなかった大正期から学級編成に工夫を行い、小学校ではすでに常識であった年齢に基づく学級編成ではなく、学力別による学級編成を行った。

昭和期になると、学力別の学級編成はより細分化され、より学力や知能に応じた学級編成とすることで、小学校に準じることと精神薄弱児をはじめ知能の低い子どもにも適切な教育が行われることの両立が目指された。

今後の課題としては、資料の制約から明らかにできなかった、育成院の特別低能学級の実態解明が求められる。また、特別低能学級の開始によりいかなる成果があったのか、またはなかったのかについても考察が必要である。

文献

青木誠四朗（1922）劣等児及低能児の心理と其教育．中文館書店．

藤井力雄（1968）感化教育における低能児問題，その学校教育との関連性：劣等児学級から特別学級への社会的基調として．日本教育学会大会研究発表要項27，158-159.

不明（1914）石川県育成院．救済研究，7，23-25.

濵名陽子（1983）わが国における「学級制」の成立と学級の実態の変化に関する研究．教育社会学研究，38，146-157.

平田勝政（1992）戦前の教育分野における「精神薄弱」概念の歴史的研究―東京高師附小特別学級関係者の分析を中心に―日本教育学会大会研究発表要項，51，113.

平田勝政（1994）戦前の社会事業分野における「精

神薄弱」概念の歴史的研究．日本教育学会大会研究発表要項，53，73-74.
平田勝政（1995）明治期における「精神薄弱」関係用語・概念の検討―「低能児」概念を中心に―．日本教育学会大会研究発表要項，54，114-115.
池田千年（1914）保護児童の診断．救済研究，2(6)，74-80.
池田千年（1939）少年教護委員に於ける精神薄弱児童の問題．児童保護，(7)，70-73.
石川県育成院（1913）石川県育成院状況一班．石川県育成院.
石川県育成院（1915）大正四年四月一日現在石川県育成院状況一班．石川県育成院.
石川県育成院（1916）大正五年六月一日現在石川県育成院状況一班．石川県育成院.
石川県育成院（1922）大正十一年六月一日現在石川県育成院状況一覧．石川県育成院.
石川県育成院（1924）大正十三年五月十五日現在石川県育成院一覧．石川県育成院
石川県育成院（1925）大正十四年五月一日現在石川県育成院状況一覧．石川県育成院.
石川県育成院（1926）石川県育成院状況一班．石川県育成院.
石川県育成院（1931）石川県育成院一覧昭和六年三月末日．石川県育成院.
石川県育成院（1932）石川県育成院昭和七年三月．石川県育成院.
石川県育成院（1933）石川県育成院要覧昭和八年三月．石川県育成院.
石川県育成院（1934）石川県育成院要覧昭和九年三月．石川県育成院.
石川県育成院（1935）昭和十年四月石川県育成院要覧．石川県育成院.
石川県立児童生活指導センター（1988）あゆみ創立80周年―1988―．石川県立児童生活指導センター.
石川県立加能学園（不明）第一号沿革史．石川県育成院.
石川県立加能実修学校（1939）昭和十四年五月石川県立加能実修学校要覧.
石川県立児童生活指導センター（2009）あゆみ創立100周年記念誌平成20年度．石川県立児童生活指導センター.
祖山生（1937）時局と児童教護問題．石川教護時報，120，2.
児童自立支援施設運営ハンドブック編集委員会（2014）児童自立支援施設運営ハンドブック．厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課.
梶井真吾（2013）石川県育成院における入院児童の処遇に関する一考察．北信越社会福祉史研究，10，17-29.
感化院長協議会編（1911）第一回感化院長協議会速記録.
笠井貞康（1917）感化教育における実科問題．救済研究，5(7)，49-60.
笠井貞康（1920）少年保護観察の徹底を望み併せて感化教育の実際に及ぶ．救済研究，8(2)，24-38.
笠井貞康（1933）不遇者の相手となりて．元村智明編（2006），石川県之社会改良第2巻，119-122.
柏木敦（2007）自一九〇〇年至一九四〇年四月小学校並に小学校令施行規則の沿革．兵庫県立大学経済経営研究所.
北豊吉（1927）学校衛生．株式会社金原書店.
北野与一（1997）障害教育・福祉の源流．不味堂出版.
貴族院（1908）第24回帝国議会貴族院感化法中改正法律案特別委員会議事速記録第二号，明治41年3月24日，7-14.
空人生（1926）不良児の更生機関県立育成院の紹介（一）．元村智明編（2006），石川県之社会改良第1巻，5，193-196.
茂木俊彦・高橋智・平田勝政（1992）わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究．多賀出版.
元村智明（2004）石川県育成院の児童保護状況に関する研究ノート．北信越社会福祉史研究，3，47-65.
元村智明（2005）雑誌『石川県之社会改良』の概要に関する覚書．北信越社会福祉史研究，4，51-85.
内務省地方局（1915）関東東北感化院長会議．救済研究，7(1)，70-82.
内務省地方局（1917）第二回感化院長協議会議事速記録．内務省地方局，二井仁美（編）（2009）子どもの人権問題資料集成：戦前編第4巻，277-372.
二井仁美（2010）留岡幸助と家庭学校―近代日本教育史序説．不二出版.
大阪府立修徳館（1923）大阪府立修徳館．大阪府立修徳館.
佐々木光郎（2012a）昭和戦前期の少年教護実践史（上）．春風社.
佐々木光郎（2012b）昭和戦前期の少年教護実践史

(下). 春風社.
佐藤文太郎 (1911) 感化事業について. 石川県教育会雑誌, 96, 10-18.
式場隆三郎 (1936) 教護少年調査録. 静岡県学務部社会課.
鈴木治太郎 (1930) 実際的智能測定法. 東洋出版.
社会局 (1925a) 感化院収容児童鑑別調査報告. 社会局.
社会局 (1925b) 感化院収容児童鑑別調査報告附表. 社会局.
社会局 (1930) 感化事業回顧三十年. 社会局.
高野聡子 (2013) 初期八幡学園における入所児の障害と教育・保護の内容—昭和7 (1932) 年～昭和12 (1937) 年を中心として—. 障害科学研究, 37, 197-211.
田澤薫 (1999) 留岡幸助と感化教育-思想と実践. 勁草書房.
富山県 (1931) 北信五県感化教育研究会記録.
戸崎敬子 (1993) 特別学級史研究—第二次大戦前の特別学級の実態—. 多賀出版.
戸崎敬子 (2000) 新特別学級史研究—特別学級の成立・展開過程とその実態—. 多賀出版.
上西豊春 (1982) 戦前における精薄児教育と精薄児観—感化教育を通して—. 情緒障害教育研究紀要, 1, 34-37.
矢上克己 (2004) 石川県社会福祉成立史研究. 金城大学社会福祉学部矢上克己研究室.
山田明 (1985) 感化教育における精神薄弱者処遇前史. 津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司 (編), 障害者教育史—社会問題としてたどる外国と日本の通史. 川島書店, 165-171.
山崎 (伊藤) 由可里 (1999) 感化院長会議等にみる障害児問題の展開—国立感化院設立 (1919年) から少年教護法制定 (1933年) まで—. 特殊教育学研究, 37 (2), 1-12.
山崎由可里 (1996) 感化教育における障害児問題の顕在化と展開に関する研究 (1) —感化法制定から国立感化院設置まで—. 名古屋大学教育学部紀要. 教育学科, 43(1), 149-159.
全国教護協議会編 (1964) 教護事業六十年. 全国教護協議会.

—— 2017.8.28 受稿、2017.11.6 受理 ——

J. J. Disa. Sci. 42, 55 – 68, 2018

The Process of Initiating the Special Class for Feeble-minded Children in the Reformatory of Ishikawa Prefecture:1908-1935

Tomoko TACHINAMI* and Noriko OKA**

The purpose of this study is to clarify the process of the exteriorization of feeble-minded children in the reformatory of Ishikawa prefecture during the pre-war period, and also to clarify the process by which these children began to be provided special education.

The existence of such children came to light during the latter Taisho era. Children then began to be given intelligence measurements starting in the Showa era. Special education was first offered to the feeble-minded children comparatively late in Ishikawa, with the establishment of "Special Class for the Feeble-minded" in 1935. This is most likely due to the fact that there were few children recognized as feeble-minded.

Although it took some time for the children to begin receiving special education, classes were actually split by academic ability during the Taisho era in an attempt to provide education suitable to each level of ability, for the benefit of children who were unable to keep up in class.

Key words: reformatory, feeble-minded children, special class for the feeble-minded, intelligence measurement

* Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba
** Faculty of Human Sciences, University of Tsukuba